

第7章 その他の活動状況

第1 建 議

- 1 監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第20条）。

建議は、監視委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制、自主規制ルールについての監視委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。

監視委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われることになる。

- 2 建議の具体的内容としては、例えば、取引実態等からして、現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正を確保するとの観点から、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しの提起を行うことなどが考えられる。
- 3 本公表の対象期間においては、建議が必要と判断される事情は認められていない。

第 2 一般からの情報の受け付け

1 情報の受付体制

一般から監視委員会に寄せられる電話、文書又は来訪による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の端緒としての有用性が見込まれるため、監視委員会では、情報受付体制等の整備を図り、発足以来、積極的に一般からの情報を受け付けている。

2 情報の受付状況等

本公表の対象期間において受け付けた一般からの情報は、497件であり、内訳は、電話317件、文書148件及び来訪32件となっている。

情報の内容は、証券会社との取引上のトラブルに関する苦情や株式市場の低迷を背景とした不満等のほか、監視委員会や行政全般に対する意見など多岐にわたるが、大別すると、以下のとおりである。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 個別銘柄に関する情報 | 149件 |
| (2) 証券会社の営業姿勢等に関する情報 | 190件 |
| (3) 監視委員会や行政に対する意見・問い合わせ等 | 158件 |

また、受け付けた情報は、内容に応じて、検査、取引審査及び犯則事件の調査の各部門の業務において活用している。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル等に関するもので具体的な解決等を求めているものについては、日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、適宜、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

第 3 海外の証券規制当局等との連携

証券市場の国際化を背景に、証券規制・執行の国際的調和、各国証券規制当局等との連携強化を図るため、各国の証券規制当局等により証

券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions：略称 I O S C O）が組織されており，平成 4 年10月現在で，我が国の大蔵省証券局を含め，63か国（地域）・101機関が加盟している。

監視委員会としても，各国の証券規制当局等との連携を図るため，現在，I O S C Oへの加盟を申請中である。

また，海外の市場監視のノウハウや手法を研究するため，米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：略称 S E C）の研究等に職員 3 名を派遣した。